

# 中小漁業存続の形態

鹿児島県串木野鮪漁業の事例

岩 切 成 郎

Continuing Form of the Japanese Small Fishing Industry

Shigerō IWAKIRI

## は し が き

この小論は、昭和26年7月及び27年12月に行つた調査の報告である。

串木野鮪漁業をもつて、中小漁業一般を論じようとは思わないが、問題の所在をさぐる一類型ではあり得よう。

この調査に参加し、資料整理に助力した本学々生、須賀俊君の労を謝するものである。

## 1. 資本の系譜

我が国の中小漁業は、一般に近世以来の独立小生産者層から発展した型が多いとされるが、串木野鮪漁業もその例である。

先ず技術的發展過程を概観すると、「昔時は（幕末一筆者）漁業者船人と称して、其の見聞狭く、小型の蕙帆船に拠つて極く近海に漁業をなしたり。夜焚には松の割木を篝火としたり。然れども魚群も又近海に游泳したる故に、鰯・羽鰹の如き相等の漁獲ありき。延縄の技術に関しては、羽島崎の前岸には鮪の大群抑寄することあり、縄網を入れて漁獲せり。」<sup>(註1)</sup>と既に延縄の技術は存在していて、五島、天草に出漁したといわれる。

鮪延縄漁法と無関係ではあるが、遠洋出漁の経験は明治12年来の朝鮮海鮪釣出漁に起源する。その経緯は次の通りである。

「……抑も浜浦の漁場は沿岸漁場にして、明治初年、古来鬱叢たる魚付林は濫伐して禿山になり、時に漁業者は著しく増加し、漁獲は年を逐うて減退し、明治11年に至りて漁獲非常に減じ、漁民の生計は困難の極に沈淪せしを以て、新漁場探見の必要に迫まれり。時に今村太平次なる者、熊本県天草沿海に出漁し、同才津に繋留の際、対州沿海における鮪漁の巨獲大利あるを聞知し、直ちに帰港して同業に謀り、船主8名の同意を得、明治12年3月11日浜浦を出帆して対州沿海より、釜山近海へ出漁探検をなし、日数70余日にして一隻の漁獲鮪五千乃至六千尾を漁獲せり。爾来増加して続々出漁するに至ると。……」<sup>(註2)</sup>

この遠洋出漁と在来の延縄技術の結合として生れたのが対島沿海鮪漁場の開拓である。

「……明治19年5月、浜浦上竹庄兵衛、朝鮮海出漁の際、対州において、対島海は秋田郎（羽魚）回遊饒多なることを聞き、帰港の後前瀧長之助と試業出漁の事を協議し、漁具は島平浦の坂口仲右エ門の考案に係る延縄を製し、同年7月出漁し、一隻の漁獲70尾にして貳百拾余円を得て、9月帰港したり。……以上朝鮮及び対州海漁業開始以来の出漁を年

2回と定め、春季は朝鮮、秋季は対州に出漁す。……」(註3)として、肩幅1丈2・3尺の木製帆船に1隻当たり約8・9名乗組んだという。

近世以来対島は鮪大敷網の主要な漁場であるが、明治3,40年までに衰退している。他方、明治40年から大正末期にかけて、全国的に鮪漁船は動力付きに転換する。(註4)この傾向の中に、串木野の遠洋出漁は次第に衰微し、漁船動力化が始まる。先ず大正6年4月本浦・波村仁太郎が所有船を改造した。

長 60呎・巾10呎4・深6呎7

総屯数 16屯7・石油発動機付き

かくて大正15年までに中小型動力船は96隻を算するに至る。

大正10年末	3 隻
// 11年度	30 //
// 12 //	39 //
// 13 //	9 //
// 14 //	7 //
// 15 //	8 //

爾後漁場を拡大しつつ昭和15年頃は30屯以上約200隻の盛況を呈した。

註1 串木野市・長家日記

// 2 串木野市図書館文書

// 3 同上

// 4 山口和雄「日本漁業史」178頁以下

さて技術的には典型的過程を示す串木野鮪漁業の資本の系譜は如何なるコースをとっているか。問題は高利貸、商業資本の介入に関する。生産資金として初めて漁業外資本が登場するのは、明治12・16年来の遠洋出漁である。即ち隣村日置郡市来村の地主、大迫・海江田両氏の高利貸資本によつて、一切の仕込がなされ、その金額は数百円にのぼる。然してこの高利貸資本は、あくまで貨幣取引資本としてのみ作用し、生産過程に進入したり、漁獲物買占を行つたりする意志は無かつた。(海江田氏は後で株式会社海江田銀行を設立、漁業組合・船主に融資したが暫くして倒産した。)この高利貸資本が生産過程外にとどまつて、貸付金回収に厳であつた点、及び貯蔵技術未発達のために、漁獲物は殆んど林兼の沖買いに一方的に買占められた点に、朝鮮、対州出漁が明治末年まで継続しながら、串木野鮪漁業がギルド的小営業段階に停滞せしめられた所以を求めうる。

従つて大正中期の串木野鮪漁船動力化は、一般的風潮に従つてはいるが、そこには蓄積された自己資本が存在した訳ではない。ここに登場するのが下関林兼商店・長崎山田屋・舟木屋等の魚仲買・問屋資本である。これらの商業資本は主に商品取引資本として機能しているが、漁船動力化に際しての資金と出漁の仕込を融資することによつて、漁獲物買占を確歩した。これは問屋制工業・問屋制下請とも称しうべき段階・型態であるが、かかる概念に固定する必要もない。何故なら、かかる段階・形態は資本制生産形態の確立への継起的現象であり、串木野鮪漁業におけるこれら商業資本の支配は次第に稀薄化しているのである。即ち、林兼・山田屋が商業資本の機能を保持しつつ、産業資本に転化して行く大正末期から昭和初期にかけて、串木野鮪漁業に対する融資は減少し、山田屋・舟木屋の如

きは全く手を引いている。

註 昭和7年—16年まで、宮崎県油津（現日南市）を基地として出漁・水揚げした。その直接原因は串木野市場が水揚口数を、5分より1割に引上げんとしたのに対する処置といわれるが、既に巨大商業資本の生産過程に対する支配の欠如していた証拠であり、油津では地元仲買人が総漁獲高の半分以上を直接消費地に発送している。油津仲買、問屋による仕込融資の例もあるが支配的地位ではない。

林兼・山田屋等が産業資本に進展して行く過程で、串木野鮪漁業の生産過程まで掌握して契約船又は直属船なる従属関係に展開しなかつたことは、結果として、串木野鮪漁業の生産規模を30~70 屯の中小型漁船に固定せしめた。技術的に活餌を使用する習慣に大型船化し得ない原因を求めることも出来るが、より本質的には、自己資本のみでは、生産規模を拡大するに足りなかつたといえる。しかし自らの力をもつて、商業資本の貸付けと買占めによる圧迫を排除し、資本制生産者としての地位は確立して行つた訳である。

## 2. 戦後資本の性格

大太平洋戦争は串木野鮪漁業に決定的打撃を与えた。串木野を根拠とする190隻の鮪漁船は、殆んど戦時徴用され、敗戦後破壊・沈没又は行方不明等を免かれて帰還した地元船は5指に足らなかつた。この破壊のなかから鮪漁業が再生産機構を回復することは、いわば原初的蓄積過程の再現に等しい。

この場合、戦前既に、資本的には商業資本への従属的地位を脱却していた事と、その故にかえつて漁船大規模が停滞していたこととは、復興に対する相反する条件を提供する。即ち、資本面における商業資本との絶縁は、敗戦後の資本形成を困難ならしめ、中小型漁船規模による経営形態は、資本形成を容易ならしめたのである。現在の資本の形態はかかる条件の下に二つのコースをとつて現われた。

第一のコース。昭和26年12月現在、串木野を根拠とする漁船は30屯以上51隻、30~5屯61隻を占める。戦前に比較すると、総船数は殆んど相違はないが、30~5屯が約8

	30屯以上	30~5屯	5屯以下	計
戦前	189	8	75	372
戦後	51	61	238	350

註 30屯以下、殊に5屯以下の急激な増加には敗戦後のインフレに便上した、近村農家の漁業への進出も含まれたが、現在、殆んど整理されてしまつた。

註 昭和26年12月現在

串木野鮪漁業者資本調達調査 単位千円

	融資総額		内 訳			備 考
			金融機関	荷受、問屋関係	未 払 金	
A	630	100	150	150	330	老 朽 擲 23 年 建 造 船 C 老 朽 船 改 造 D 24 年 改 造 E 23 年 改 造
B	1,749	100	1,329	350	70	
C	250	100	0	100	150	
D	5,092	100	550	1,500	3,042	
E	1,750	100	750	200	800	

註 昭和25年12月現在 任意抽出 未払金造船所、機関工場、漁具店

倍、5屯以下で約3.5倍の増加であるにもかかわらず、30屯以上では約3分の1以下に減少

している。これは敗戦後、直接鮪延縄漁業に復帰するには資本力不十分な船主層が、こぞつて小型船による鰯刺網に、過去の蓄積を投下した事実と照応する。当時の豊富な鰯資源と、インフレーション初期の魚価高騰による超過利潤が、鮪延縄漁業への復帰の誘水であった訳で、このコースは1船1船主型に多い。

第二のコース・自己資本の蓄積による、鰯刺網から鮪延縄への進転のコースは、むしろ一部であつて、蓄積の有無に係らず多くの船主が、何れかのルートを求めて融資を受けている。いま専ら他人資本に依存した船主を選んで、その資金調達調査をみると、金融機関（復金・地方銀行）は融資を忌避するという印象を与えつゝ、個別的には70%から零まで幅が広いのに対し、荷受・仲買関係は全般にわたつてはいるが、支配的地位ではない。金融機関に逆比例して、造船・機関・漁具等の未払金が多く、老朽船・改造船の場合、経営の不健全さを物語る。—4節参照—

さて以上のコースを経て再建された串木野鮪漁業資本は、如何なる性格を呈しているであろうか。

第一に指摘さるべきは経営体法人化の傾向である。法人化は1社1隻から6隻まで、その規模は区々であり、旧船主が同族内部に、資産名義を分散して形式的法人体となつたものと、数名の船主の企業合同によつて成立したものがある。前者は融資に対する信用の創成と、個人所得税からの回避を目的としていることが明瞭で、資本蓄積・集中と無関係であるが、後者一応資本の集中である。しかし現物出資を主とする企業合同では、資本の有機的構成を高め、労働行程を合理化し得ない点では、その性格は一船主の法人化と大差がない。

次に示す出資構成によつて串木野鮪漁業法人化の内容を知り得る。

資本金 50万円 創立昭和23年5月

1. 1,500口（1口100円）A（従来の船主）
1. 1,000口 B（Aの妻）
1. 1,000口 C（Aの長男・取締役）
1. 500口 D（Aの義弟・取締役社長）
1. 500口 E（Aの長女）
1. 200口 F（Aの実妹・取締役）
1. 100口 G（Aの義弟）
1. 100口 H（Aの実弟・取締役乗船）
1. 100口 I（Aの娘婿・監査役乗船）

別に現物出資

1. 前進型37吨船体1隻 15万円  
之に与える口数 1,500口 A
1. 焼玉機関60馬力 10万円  
1,000口 B
1. 漁具延縄一式 150貫 10万円  
1,000口 C

会社一社当所有船数	
法人数	所有船数
3	1
3	2
3	3
3	4
計 12	30

註 外来資本（地元へ本社なきもの）3社7隻を含む。昭和27年4月現在

1. 漁具延縄一式 75貫 5万円

500口 D

1. 船具一式 10点 5万円

500口 E

更に昭和24年9月30万円増資決議

1. 500口	引受者A	合計口数	2,000口
1. 500口	// C	//	1,500口
1. 500口	// H	//	600口
1. 500口	// I	//	600口
1. 500口	// G	//	600口
1. 500口	// D	//	1,000口

これにより、代船建造前進型木造40.8吨、焼玉機関67.0馬力が新造された。

この一例で法人化の内容が、形式的なものであることは理解されるが、それにしても一応、経理を合理化し、労資の階級関係を明瞭にした点は串木野鮪漁業にとつて前進である。

第二の性格は資本増加が漁船大規模化でなく、中小型の複数化の傾向をとつていることである。中小型漁船による経営は戦前も同様に串木野鮪漁業の一性格を現わしているが、それは1船主1隻所有型が多い。戦後においては「第一の性格」とも関連はあるが、中小型複数化が顕著である。

漁船型	隻数
20吨級	11
30	22
40	17
50	6
60	5
70	0
80	0
90	3
計	64

註 昭和27年4月現在

所有隻数別	所有主体		隻数計
	個人	法人	
1隻	15	3	18
2	6	3	18
3	1	3	12
4	1	3	16
計			64

註 同上

経営体A (個人)	B (法人)	C (法人)	D (法人)
屯	屯	屯	屯
62.53	67.82	48.04	34.99
45.11	57.17	46.97	34.99
38.13	53.95	45.21	34.57
36.38	30.25	45.21	34.57

註 同上

かつては漁船大型化を阻止する技術的条件として、活餌使用による航海日数の制約が挙げられたが、戦後その習慣は稀薄である。現在の技術的理由としては、済州島、西南諸島近海を漁場とする立地の近距離性が、大型化を必要としない条件とされる。しかし漁場は恒久的豊度を維持することは出来ない。漁場拡大の傾向が缺如して、現在の立地条件に依存しているならば、中小型船複数所有によつて、各船漁獲高の高低を平均化し、又剰余価

値率の高位性を維持しても、漁獲高の絶対量が維持され難い。更に、いわゆる中小漁業として同一資本量の場合、大型船単数経営に比較して、中小型船複数経営においては、資本の有機的構成が平均的水準に達することなく、労働生産力は低位であるから、絶体的剰余価値率の増大以外に、その不利をつぐなう術はない。従つて串木野鮪漁業の資本の形態は弱体とせざるを得ない。(註)

註 この意味で、技術的構成を度外視して、単に資本金のみによつて中小漁業上層、中層、下層と区分する方法は、経営学的対象とする場合は別として、粗雑さを免かれぬ。

「水産資源保護法」制定(昭和26年11月)に基く、遠洋かつお、まぐろ漁船、中型かつお、まぐろ漁船の定数設定による大型船化の阻止については触れなかつた。

### 3. 企業存立の地位・役割

前節において中小漁業—串木野鮪漁業の如く企業内容弱体なもの—の資本・技術構成の低位性が理解された。従つて容易に推察しうることは、中小漁業の生産力の低さである(註1)。串木野鮪漁船規模比率で最大の30吨級をとつて、大型船と比較すると表の如くなる。即ち、労働生産性においては約2分の1以下の段階なることを示している。

さて資本制商品生産社会では、生産力の相違は、個別的価値の相違として、価格形成において把握される。即ち中小漁業の剰余価値率の高い個別的価値が、「中小商工業は、その剰余価値の過半を独占資本の支配によつて呑みつくされ、つねに企業家としての平均利潤の取得を阻止される傾向におかれ、したがつて、正常な資本の再生産は破綻せしめられている。」(註2)とするならば、如何に自己の価値法則を実現するであろうか。生産力低位な中小漁業が、漁業経済構造に占める地位と役割の問題である。

いま串木野鮪漁船30吨級から、漁獲高の比較的中位の5隻を任意抽出して、昭和26年における漁獲物1貫当り費用価格を算出すると表の通りである。(次頁)かかる少数の実態調査から直ちに解析を行うことは、不正確のそしりを免かれぬが、問題の指標とはなり得る。A項は労働力の価値が実現した場合、B項は現実に支払われた労働力の価格に基いて計算した。A項労働力価値法則が貫徹したものとして炭坑労働賃銀を用いたのは、都市対漁村という地域差及び、自由な契約労働対ヒールキイの残存という、産業発展段階を無視する缺陷よりも「今日低賃銀の時代に僅かに主幹産業においてのみ、

	30~40吨	150吨
乗組員一人当漁獲高	1,060貫	2,883
漁船一吨当漁獲高	397	538

註 30~40吨串木野調査より  
150吨「かつをとまぐろ」No.26より

吨数	30~40吨	150
馬力	74馬力	300
漁具数	150鉢	350
乗組員数	14人	28
一航海日数	20日	40
年間航海数	14回	5.5
漁獲高	15,544貫	80,739

註 30~40吨 串木野調査より  
150吨 鯉鮪協会「かつをとまぐろ」No.26より

	C	V
30~40吨	62	38
150吨	76	24

註 30~40吨 串木野調査  
150吨 水産庁「水産業の実態」昭和24年度

	不変資本	可変資本	費用価格 A	流通費用	金利諸税	総計B	市場価格 C	C-A	C-B
A	218 <sup>[円]</sup>	160	378	33.5	17	429.5	400	22	-29.5
B	218	128	346	33.5	17	396.5	400	54	3.5

註 不変資本：燃油，水，餌料，漁具，船具，同修繕，各費用，償却費  
 船舶償却費は耐久年数6年定額償却法による，漁具は耐久年数3年とする。  
 可変資本：A項は炭坑労賃月額14,120円。B項は串木野漁業調査より夫々算出  
 市場価格：鹿児島県水産部資料による。  
 昭和26年度

一般に労働力の価値通りに払われているということを仮定しうる……」<sup>(註3)</sup>とする立場をとつたのである。

金利・諸税公課・流通費用—主に市場手数料及び運搬費—は生産過程に関連のない負担であつて，剰余価値から支弁されるべき性格のものであるから，先ず不変資本プラス可変資本—費用価格をみると，A・B項共に市場価格以下であつて相等の利潤率が形成される。しかし生産費を構成する流通費用・資本利子・諸税公課を加えると，A項にみるように労働力の価値法則を貫徹しようとするれば，利潤部分は完全に消滅してしまう。B項の高い剰余価値率の場合，僅かに市場価格以下になるとはいえ，果してこれで市場価格の決定に，中小漁業が参加しているであろうか。岡本清造教授はこの間の理論をほぼ次のように展開される。

「甲—すべての経済的条件において，資本主義社会の平均的事情を具えていて，正に社会総資本の一部たるものと，乙—いまだ総資本の代表者といえないものに分けると，市場総供給において，場合によつては，乙級漁業者個々の供給量は小さくても，水産商品総量の市場供給上の地位は甲級より大である。然して乙級の水産物価値は高い筈であるから一物一価の原則によつて，市場価値は乙級の高い価格が支配せねばならぬが，傾向としては甲級の生産価格—低い価格—に規定せられ，乙級商品は市場から駆逐される。乙級漁業は自己の水産商品価値を社会的必要価値として主張しつづけ得ないから，自由競争下では「不必要」な部分—敗残者として駆逐される。それが残留しているのは，労働と資本の濫費によつて存在が可能なのである。」<sup>(註4)</sup>と。

東京中央市場 卸売価格	串木野市場 市場価格
円 428.12	円 400.50

註 東京：中央卸売市場年報より  
 串木野：県庁資料より

この見解の前半，即ち市場価格の決定に中小漁業が参加出来ない点については，150 屯級鮪漁船による生産物1貫目当り生産費—但し平均利潤を含まず—を概算すると，356.6円で，<sup>(註5)</sup>そのうち可変資本部分 115.5円という数字が得られ，<sup>(註5)</sup>上表の如く，地方市場・中央市場を通じて1物1価が実現していることと照応すれば—428.12円と400.50円の差額は商業利潤及び商業経費—この市場価格は，30 屯級の生産物の費用価格を無視して成立していることは判明する。

鮪市場価格が，大型船による生産価格に基づくということは，一定限界以上の大型船の生産物は社会的—一般利潤率形成に参加していることである。更に水産資源保護法に基いて，遠洋かつお・まぐろ漁船—100 屯以上—は300隻と定められて以来，「最近では船の屯数

が権利化し、既得権が高価に売買されている」。という事実<sup>(註5)</sup>は、ここに多数独占の形態が成立していることを物語る。従つて現実の市場価格は、遠洋まぐろ漁船における生産価格プラス超過利潤＝独占価格と訂正せねばならない。

かかる高価格水準の実現によつても、自己生産物の価値法則を貫徹し得ない地位にある中小漁業は、それでは総資本の立場から「不必要」な部分として、漁業経済構造に何等の役割も果し得ないものであろうか。シエールの増大、補給金制度、インフレーション政策等が独占資本の中小商工業圧迫の諸コースであり、中小漁業も広汎な中小企業の一分野として収奪の対象から除かれていないことは、「資材高魚価安」の現象を始めとして明瞭である。<sup>(註6)</sup>いま中小漁業が総社会に占める存在の役割については深く触れない。<sup>(註7)</sup>しかし漁業経済構造においても「中小漁業の維持・温存」は、巨大漁業資本の要望するところであろう。何故なら巨大漁業資本の商業資本的機能を強化して行くことが、独占資本的性格の必然的帰結である限り、地方水揚

びんなが鮪輸出量及び価格			
冷 凍 品		缶 詰	
原 魚	単価 /	原魚換算	単 価
3,886,607 /	390 <sup>円</sup>	3,000,000 /	450 <sup>円</sup>

註 昭和27年度  
「かつをとまぐろ」 No.32より

30屯級串木野鮪漁業の種類別生産額	
さ め	31.06%
び ん な が	16.90
し ろ か わ か じ き	13.00
ま か じ き	9.5
め ば ち	5.7

註 昭和26年度  
鹿児島県水産課資料より

焼津港 びんなが価格 貫当					
	昭27 5.20— 5.31	6.1—6.10	6.11— 6.20	6.21— 6.30	7.1— 7.10
高	433 <sup>円</sup>	305	270	265	270
安	235	105	100	130	170

註 串木野の資料不整備につき焼津港を利用した

組織体における生産手段と同規模なら＝大型船一船所有、資本構成比の差異にもとづいて、中小型漁船経営の中小漁業の剰余価値を消失させ、社会的平均利潤率に参加する資格を有する筈である。しかし巨大資本が同時に多数船による豊凶の調整＝平均利潤率化＝をするに対し、一船一主では平均利潤率への参加が長期間の豊凶調整を要し、更に巨大資本の市場価格決定への具体的圧迫は中小型船と同様に大型船一船一主経営にも作用する。従つて、独占価格による超過利潤は消滅する可能性がある。

補2、岡本教授によれば漁業許可制は、許可漁業全般に超過利潤を含む高価格水準を実現し、それが弱小漁業存続の条件となるとされる。しかし総資本にとつて「不必要」な部分とされる中小漁業

の必然的帰結である限り、地方水揚400.5円と中央卸売428.0円の差額に介入する。これは国内商品取引資本としての作用であるが、独占的性格は貿易資本的機能に一層表現される。即ち鮪類対米輸出の独占に基いて、生産額大で国内販路を缺くビンナガマグロを主とする買叩きと、冷凍、罐詰輸出による二重の利潤を獲得する。この関係は諸表の通りである。

さて中小漁業存立の役割はここに在る。巨大漁業が自由競争を通じての等価交換的価値の移転を遂行するという段階ではなくて、前期的不等価交換的収奪の場としての役割である。現実の鮪類市場価格は、単なる中小漁業相互間の競争の結果ではなく、「生かさず殺さず」のぎりぎりの線を決定する独占価格であるといえるであろう。

補1、一船一主形態の中小漁業でも、その技術的構成が巨大漁業資本の単位労働

に地代論が適用される筈はない。又「遠洋まぐろ」と「中型まぐろ」と二つの独占地代が成立することもない。若し中小漁業に超過利潤が実現しても、それは豊漁時の投下労働量と歩合賃銀との不一致からくる労働力搾取の超過利潤を考慮せねばならない、この問題は次節に連関するので触れておいた。

- 註1 今田清二「主要漁業の規模別生産性に関する調査」水産研究会報Ⅱ 参照
- 註2 豊田四郎「中小工業論の成果」31頁
- 註3 近藤康男編「日本漁業の経済構造」293頁；註4 岡本清造「水産物の流通機構調査報告書 第1部水産物流通機構の基本問題」37頁以下
- 註5 鯉鮪漁業者協会「かつをとまぐろ」23号2頁
- 註6 たとえば牛尾真造「中小企業論」196頁以下
- 註7 小沼勇「漁業における『危機』の展開」参照

#### 4. 企業存続の経済的条件

自己の生産物の価値を実現できず、従つて正常な再生産過程を持たない中小漁業の存続の経済的条件が問題である。

我が国産業機構の底辺を構成する中小企業存続の経済的条件を「日本資本主義の構造と関連して、低廉—豊富な労働力を、劣悪な条件で使用しうること」に求める見解は既に公式化している。<sup>(註1)</sup> 中小漁業もその例外ではなく、低賃金・しかも最低保障制の不明確な歩合制によつて、擬装されていることは多くの人に指摘されている。<sup>(註2)</sup> しかし歩合制は漁業における資本の展開と、生産力発達の諸段階に応じて夫々異つた存在意義をもち、単なる労働力の搾取ではない。

串木野鮪漁業の経営活動 (1隻当り)				
売上高 A	経費 B	販売利益率 $\frac{A-B}{A}$	人件費 C	$\frac{C}{B}$
7,240,134円	6,001,488円	17.0%	1,991,653円	33%

註 昭和26年度30~40 屯5隻平均、船主の決算書より

" 1隻当り自己資本及負債	
自己資本	負債
25	: 75

" 負債構成	
長期負債	短期負債
31	: 69

註 同上

30 屯級1隻当り短期負債の内容例		
	A	B
利益金	373,187 <sup>円</sup>	165,024
.....	.....	.....
短期借入金	798,776	700,000
未払金	1,811,233	1,304,582

註 短期負債：地方銀行、県鯉鮪漁業組合、串木野漁協  
未払金：燃油、餌料、船体機関修理、賃金支払

串木野鮪漁業にとって歩合制は企業存続に如何なる役割を果しているであろうか。先ず串木野鮪漁業の経営活動をみるに、利益率は相等の比率を造つているにもかかわらず、資本構成・負債構成は甚だ不健全である。殊に短期負債の内容をみるに、未払金が過大な比重を占めることを知る。即ち、経営活動における利益率はあくまで経理的表現に終つていて、再生産機構として

は前節で見た通り、維持され難い状態なのである。

かかる経営内容において、賃銀部分が圧迫されるのは明瞭である。串木野の歩合方式は次の通り。

- 総水揚高 - 市場口銭 5% = 純水揚高
- 純水揚高 - 大仲経費 = 粗収益
- 粗収益 × 47% = 船主配当
- 粗収益 × 53% = 船員配当

註 市場口銭 5% は串木野魚市場の場合

大仲経費は燃油、餌料、氷、食糧、漁船具消耗品、通信費、旅費、運搬費。

歩合比率は串木野漁協就業規則、漁協非加入船は 40 : 60 の例もある。

53% の船員配当を、船長 1.4 代 (内 0.2 代船主提供) ・ 機関長 1.4 代 (同 0.25) ・ 通信士 1.2 代 ・ 操機手 1.1 代 ・ 普通船員 1 代の合計に縄代 3 代 - 船主取得 - を加えた数で除して算出する。これによると昭和 26 年度月額平均 11,320 円 - 調査船 7 隻 - となる。

第一の問題はこの低賃銀自体ではない。串木野鮪漁業就業規約によると、歩合給は 8 月及び 12 月に計算し、毎月 3,500 円という最低保障にならない保障額を定めてある。表にみる通りの家族構成において前借は必須である。又賃金支払期日は歩合計算 8 月・12 月と規定されていても甚だしい船主の恣意性に従っている。船主の恣意とは、元来技術的構成劣

	家族人数	年間配当	勤労所得税	年間前借
A	6	152,748	2,652	129,000
B	4	76,374	6,604	70,900
C	3	78,958	6,813	71,800
D	3	99,286	8,516	85,800
E	0	106,923	11,092	72,652

26.8 ~ 27.7

	26年	7月17日	12月末日
	6月26日 第1~5次航海	6~7次	8~16次
1.4代	24,074円	2,215	113,014
1.3	22,355	2,057	104,941
1.1	18,916	1,740	88,796
1	17,196	1,582	80,724

註

	漁獲高	同金額	大仲経費
第 次航海	貫	円	円
2	263	139,609	107,790
3	841	517,866	101,065
5	560	231,122	121,261
6	162	58,207	63,834
8	757	387,285	157,544
10	810	438,989	105,492
12	298	101,173	153,039
14	3,208	1,260,552	157,188
16	944	263,326	246,502

大仲経費	船主負担経費	賃銀
3,554,558円	1,356,774	2,385,954
49%	19	32

註 船主経費：漁具費、船舶機関修繕費、同消耗品費、備品費、減価償却費、金利、諸税

悪で、各航海毎に平均的漁獲が保証されない一方、出漁経費は漁獲の如何にかかわらず、一定限界以下に降ることはない中小漁業では、各航海毎に収支計算を行つたら、直ちに次の運転資金に窮する実状から理解されよう。即ち中小漁業の資本回転の周期は一豊漁から次の豊漁をもつてせざるを得ない。船主の恣意はそれに基づくのである。

かかる賃金制度の内容をみると、それが投下労働量と労賃の無比例から生まれる超過

利潤の獲得という積極的性格で把握することはできない。水揚高と大仲経費の内容の1例をみると、第3・14次航海の如き豊漁時には大仲経費と水揚高の夫々増加比率は鋏状に遊離して行く、一方労賃も水揚高に比例するが、投下労働量の増加に対する比例には及ばない。然るに第6・12次航海は損失となつていて、労賃は勿論、大仲経費も回収し得ない。かかる場合労働力は全く無価値とされるが、大仲経費損失は次回航海に繰込まれる。

かくの如く大仲経費控除を通じて、前払資本の大半を価値増殖過程において労働者に負担せしめ、更に不安定な経営による損失すら労働者に転嫁するところに、中小漁業における歩合制の役割が在るのである。殊に表のように、大仲経費部分が船主経費の2倍以上に増大している場合、魚価変動による被害と共に、資本力稀薄な船主がそれらから回避し得ることは、歩合制の意義を重要ならしめる。低賃金による労賃部分の節約・収取という段階は、資本構成高く、平均利潤を成立しうる漁業資本以上について、いえることなのである。

以上の観察では、中小漁業における歩合制度の調節弁的機能を説明したことになるが、それによつて、生産力の低位・停滞性による経営の不安定を克服し、巨大漁業資本、更に独占資本主義構造の収奪に対抗し得る再生産機構を確立し得るか、或は歩合制を手段として、積極的資本蓄積が可能であるかといえ、いままで述べた生産物価値の実現形態において、又経営内容の分析によつて、事実不可能な状態にあることが判明している。即ち歩合制という調整弁によつてすら、現在の地位と役割から脱却させ得ない、破壊的段階にあるのが中小漁業である。ということは、歩合制は中小漁業の被る収奪を労働者に転嫁させる機能を通じて、僅かに中小漁業を存続させる鍵となつていたのである。

最近歩合制廃棄の諸条件が成熟しつつありとして「大仲経費部分が増大し、労賃部分が相対的に低下している現状にあつては、歩合制による経営の不安定の克服は大して問題にならない。経営費の変動の振幅の相対的・絶体的減少は、歩合制を廃止し固定給制に移行する物質的経済的基盤を構成する。」<sup>(註3)</sup>とする見解は、漁業社会に併存している資本発展段階各層を一般化し、歩合制を維持させる社会的背景—過剰人口を無視しているといえよう。歩合制の廃棄はトロール・捕鯨等において歩合制の本質が変化しつた事実からみて、先ず、社会的一般利潤率に参加している生産規模をもつた、漁業種・漁企業階層について実現するであろう。中小漁業の目標は、その被収奪的地位からの脱却にある。

註1 例えば信夫清三郎「日本の資本主義」上

註2 水産庁、漁業労働調査報告書各書を参照

註3 前掲「日本漁業の経済構造」208頁以下

## あ と が き

中小漁業の生産力低位性は利用漁場の局限性に現われる。「遠洋まぐろ」が1航海40日内地基地から3,500哩程度の漁場に出漁するのに対し、串木野鮪漁船は1航海20日、1月～7月間は西南諸島方面にくろかわかじきを主に、8月下旬～12月間、対馬・五島西部から男女群島南西まで移動して、まかじきを主として操業する。その結果が前に述べた生産力の相違として現出する。即ち許可制度は漁場でなくて資本に関する制限でありながら、結果において漁場を制限し、同一許可漁業内に更に多数独占を惹起する。串木野中小型複数

所有から大型船へ転換せんとして、阻止されていることは、漁場の拡大の拒否と資源濫獲を意味しているものである。

尙、漁場問題に関連して、李ライン、防衛ラインによつて、餌料鯖釣を主とした漁場制限がある。この打撃も大きいが、別問題として小論では取上げなかつた。

In this paper, the author analysed the continuing form of the Japanese small fishing industry by inquiring about the substance in the tunny fisheries at Kushikino, Kagoshima prefecture. This report is dealt with the following items:

1. Genealogy and character of enterprise.
2. Substance of management.
3. Economic condition to reproduct.